

災害時における無人航空機による現地調査協力に関する協定書

石巻市（以下「甲」という。）と株式会社佐藤土木測量設計事務所（以下「乙」という。）は、石巻市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における無人航空機による現地調査協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請に基づき乙が行う無人航空機による現地調査協力について、円滑かつ適切に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における災害対策業務等の実施に当たり、緊急に現地調査をする必要があると認めるときは、必要な調査内容を定め、乙に対し、協力を要請できるものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、直ちに協力体制を整え、車両、無人航空機、その他調査に必要な資機材を用いた現地調査に協力するものとする。

（現地調査協力の内容）

第4条 この協定により乙が行う現地調査協力の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害の状況等を確認するために行う無人航空機による現地調査業務
- (2) 甲への報告に必要な資料の作成業務
- (3) 甲への現地調査結果の報告
- (4) その他甲が要請する支援業務

（費用の負担）

第5条 甲の要請により乙が協力した業務に係る費用は、甲が負担するものとする。費用については、災害発生直前の適正な価格を基準とし、甲乙協議して決定するものとする。

（秘密の保持）

第6条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た一切の情報を、相手方の事前の承諾なしに第三者へ開示又は漏洩してはならない。

（損害の賠償）

第7条 この協定に基づき実施した支援に伴い生じた損害の補償は、乙の責に帰すべき事由によるものを除き、甲の責任において対処する。

（著作権の譲渡）

第8条 乙は、甲に対し第4条の成果品に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条第1項に規定する著作権をいう。）を譲渡するものとする。

- 2 前項の著作権は、第4条の規定による報告の際に乙から甲に移転するものとする。
- 3 乙は、甲又は甲が指定する第三者に対し、著作権者人格権（著作権法第17条第1項に規定する著作権者人格権をいう。）を行使しないものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときには、さらに有効期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙記名の上、各自がその1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 宮城県石巻市
石巻市長

乙 宮城県石巻市蛇田字新西境谷地99番地7
株式会社佐藤土木測量設計事務所
代表取締役社長